

ミネラルウォーター類のセット項目の廃止および新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第105号）が告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたことに伴いセット項目の廃止および新設をいたしますのでご案内いたします。
 弊社におきましては皆様のご要望に幅広くお応えすべく研鑽を重ねてまいりますので、今後とも引き続きお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

令和7年6月30日に「ミネラルウォーター類におけるPFAS（PFOS及びPFOA）の成分規格の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正について」が告示され、清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）に係る成分規格が追加されました。規格は、PFOS及びPFOAの和として0.00005 mg/L 以下です。告示に伴い従来のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）44項目を廃止し、ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）45項目を新設いたしますのでご案内いたします。

■ミネラルウォーター類（4月1日受託分より実施）

	廃止セット項目	新設セット項目
検査項目	ミネラルウォーター類 （殺菌・除菌有）44項目	ミネラルウォーター類 （殺菌・除菌有）45項目
納期	10～15営業日	10～15営業日
採取容器・採取量	製品5L以上	製品5L以上
検査項目コード	403017	431500



厚生労働省登録検査機関・登録衛生検査所（本社）〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1番9号
 ISO/IEC 17025:2017 認定試験所

株式会社日本食品エコロジー研究所

問い合わせ先

本社：078-321-2311